

すべての子どもが健やかに育つことは、私たちの願いです。

このため、熊本県では、県民みんなで子どもの育ちや家庭教育を支えるため、次の2つの条例を制定しています。

熊本県子ども輝き条例

すべての子どもがいつも生き生きと輝くために！


第3条 基本理念

(第1条:目的 第2条:定義)

すべての子どもは世界に一人のかけがえのない存在です。	子ども一人一人の権利や個性を認め子どもにとって何が一番いいかを考えます。	すべての子どもは愛情を感じながら安心して育つことができます。
----------------------------	--------------------------------------	--------------------------------

第8条 肥後っ子的日

(第7条:県の取組)



毎月15日は肥後っ子的日です。この日は、県民一人一人が、子どものために特に何かをする日です。それぞれの立場で、子どものためにできることをしましょう。

条例の全文は、ホームページでご覧いただけます。
熊本県ホームページくまもと子育て支援情報サイト http://portal.kumamoto-net.ne.jp/kosodate_info/content/default.asp

第6条 それぞれの役割

(第4条:子どもの育ちの環境づくり 第5条:子どもに教え伝えていくこと)

<h4>保護者</h4> <p>子どもにとって一番大切な存在です。愛情を持って接し自らも成長していくよう努めましょう。</p>	<h4>学校・保育所・幼稚園</h4> <p>自らの専門性を高め互いに協力し子どもの育ちを支えていきましょう。</p>	<h4>県民・事業者</h4> <p>子どもの育ちを地域及び社会全体で支えていきましょう。</p>
---	---	---

くまもと家庭教育支援条例

家庭での教育を県民みんなで応援しましょう！

目的(第1条)

・保護者が親として学び、成長していくこと、子どもが将来親になることについて学ぶことを促進していきます。
・子どもの①生活習慣の確立、②自立心の育成、③心身の調和のとれた発達を目指します。

それぞれに期待される役割

<h4>保護者の役割(第6条)</h4> <p>子どもに愛情を持って接し、大切に育てていきましょう。また、保護者自らが成長していくよう努めましょう。</p>	<h4>学校・幼稚園・保育所の役割(第7条)</h4> <p>家庭、地域と連携して、基本的な生活習慣を身に付け、自立心を持ち、心身の調和のとれた子どもの育成に努めましょう。</p>	<h4>地域の役割(第8条)</h4> <p>地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じて、地域で子どもたちの育ちを支えていきましょう。</p>
<h4>事業者の役割(第9条)</h4> <p>従業員が、仕事と家庭のバランスがとれるよう配慮していきましょう。</p>		

県の責務(第4条)

県は、市町村、保護者、学校等、地域住民その他の関係者と連携して、家庭教育支援の施策を策定し、実施します。

- 親の学びや育ちを応援する学習方法の開発・普及、講座の開設を行います(第12条)
- 子どもたちが、家庭の役割、子育ての意義など将来親になるための学習ができるよう支援します(第13条)
- 家庭教育を支援する人材を養成します(第14条)
- 家庭教育に関わる家庭、学校等、地域住民の連携・協力した活動を促進していきます(第15条)
- 家庭教育に関する相談体制を充実させ、相談窓口の情報等を広く知らせていきます(第16条)
- 家庭教育に関する情報の収集・整理・分析を行い、広報及び啓発を行います(第17条)

条例の全文は、ホームページでご覧いただけます。
[熊本県教育委員会ホームページくまもと家庭教育支援条例](#) 検索

平成27年3月発行

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2225 (ダイヤルイン)

FAX 096-383-1427

E-mail kodomomirai@pref.kumamoto.lg.jp

発行 熊本県

所属 子ども未来課

発行年度 平成26年度